

平成 21 年 9 月 18 日

平成 20 年度健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 20 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算出しましたので、お知らせします。

平成 21 年度（平成 20 年度決算）より健全化判断比率のいずれかが国の定める「早期健全化基準」以上となる場合には「財政健全化計画」の策定、さらに「財政再生基準」以上となる場合には「財政再生計画」の策定が義務付けられました。

又、公営企業については、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となる場合には、「経営健全化計画」を策定し経営改善を図ることとなります。

大崎上島町の健全化判断比率は、次のようになり、基準を超えている比率はありません。

平成 19 年度決算時と比較すると、実質公債比率が 0.3 ポイント増となっており、これは主に合併関連事業に伴う地方債の償還額が増額になったことが原因で、将来負担比率が 1.0 ポイント減少しているのは、人員削減による退職手当負担見込額の減少によるものです。

【20 年度決算に係る健全化判断比率】 (単位：％)

健全化判断比率	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算
実質赤字比率	0.00	0.00
連結実質赤字比率	0.00	0.00
実質公債費比率	15.9	16.2
将来負担比率	89.0	88.0

財政健全化法では、公営企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務づけられています。大崎上島町には、5 会計ありますが、資金不足を生じている会計はありませんでした。

【20 年度決算に係る資金不足比率】 (単位：％)

会計名	平成 19 年度決算	平成 20 年度決算
簡易水道事業特別会計	—	—
交通事業特別会計	—	—
公共下水道事業特別会計	—	—
農業集落排水事業特別会計	—	—
漁業集落排水事業特別会計	—	—

(注) 各会計の資金不足比率欄において、「—」が表記されている場合は、資金不足が発生していないことを表している。